

	<h2>36. 家庭修理章</h2>	★ 考査員認定	
---	--------------------	---------	--

考査細目	考査方法	考査のポイント
(1) 家具、建具などの破損箇所を、2回以上修理した経験があること。	報告書の提出	・ 報告書には、経験の概要の記載と写真を添付させる。保護者の所見を要する。対象は自宅とは限定しない。写真の添付があればよい。
(2) ア 障子の切り張りとは張り替えができること。  イ 網戸の網の張り替え、または壁の修理をした経験があること。	報告書の提出	・ 報告書には、経験の概要の記載と写真を添付させる。保護者の所見を要する。
(3) 家庭の刃物類(大工用具、炊事用具)を研ぐことができ、その手入れと安全な保存を怠らないこと。	実演	—
(4) 家屋内外の掃除と手入れを少なくとも1か月続け、手入れ、修理記録を提出すること。	報告書(記録)の提出	・ 報告書には、保護者の証印を要する。
(5) 自己の住居の電気、ガス、水道及び排水について主要な器具、装置の種別、構造、配置ならびに機能を調査、理解し、それらの小破損の修理、または故障の応急手当ができること。	報告書の提出	・ 報告書には、保護者の証印を要する。
(6) モルタルの作り方、使い方、ハンダ付けに必要な材料と工具の使い方、及び接着剤の使用法を知り、これを用いて修理または、工作を行った経験を有すること。	報告書の提出	・ 報告書には、経験の概要を記載させる。
(7) 塗料(水性・油性)により、家具または家屋内外を塗装した経験を有すること。	報告書の提出	・ 報告書には、経験の概要を記載させる。